

平成21年 第9回
さつま町議会会議録

平成21年10月22日 開会

さつま町議会

平成21年第9回さつま町議会臨時会審議結果

平成21年10月22日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
83	排水用水中ポンプ購入契約の締結について	H21.10.22	H21.10.22	可 決	—
84	さつま町消防署資機材搬送車購入契約の締結について	〃	〃	可 決	—

平成21年第9回さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成21年10月22日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（19名）

1番	森山 大 議員	2番	東 哲 雄 議員
3番	麥田 博 稔 議員	4番	米丸 文武 議員
5番	川口 憲 男 議員	6番	新改 秀 作 議員
7番	平八重 光輝 議員	8番	平 田 昇 議員
9番	舟倉 武 則 議員	10番	岩元 涼 一 議員
12番	柏木 幸 平 議員	13番	楠木園 洋一 議員
14番	内田 芳 博 議員	15番	桑園 憲 一 議員
16番	市 來 修 議員	17番	新改 幸 一 議員
18番	木下 敬 子 議員	19番	木下 賢 治 議員
20番	中尾 正 男 議員		

欠席議員（1名）

11番 内之倉 成功 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	王子野 建 男 君	議事係 長	丸 田 忠 君
議事係 主幹	平木場 達 郎 君	議事係 主査	垣 内 浩 隆 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	教 育 長	東 修 一 君
副 町 長	和 気 純 治 君		
消 防 次 長	高 木 卓 朗 君		
災害復興対策課長	豎 山 敏 久 君		
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		
財 政 課 長	下 市 真 義 君		
消 防 課 長	市 野 恵 二 君		
災害復興調整監	目 床 順 司 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 8 3 号 排水用水中ポンプ購入契約の締結について
- 第 5 議案第 8 4 号 さつま町消防署資機材搬送車購入契約の締結について

△開 会 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成21年第9回さつま町議会臨時会を開会します。
11番、内之倉成功議員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、12番、柏木幸平議員及び13番、楠木園洋一議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。
平成21年10月2日、さつま町議会定例会において決算特別委員会委員を選任したところですが、同日、決算特別委員会を開催し、委員長に木下賢治議員、副委員長に内田芳博議員が選出されたのでお知らせします。
これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「議案第83号 排水用水中ポンプ購入契約の締結について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第4「議案第83号 排水用水中ポンプ購入契約の締結について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第83号 排水用水中ポンプ購入契約の締結について」であります。
これは、洪水等における排水用水中ポンプの購入契約を締結しようとするものであります。さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、

議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、災害復興対策課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○災害復興対策課長（堅山 敏久君）

「議案第83号 排水用水中ポンプ購入契約の締結について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第83号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第83号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第83号について質疑はありませんか。

○平田 昇議員

消防関係の搬送車に関してお尋ねしようと思いましたが、この件についても関連があると思えますのでまずポンプについて。いろいろメーカーによって種類があると思うんです。

それで、一種のものだったのか。例えばメーカーの種類としては、製造元における1種のものだったのか、それとも。

どこに競争性を持たされたかというのを聞きたいわけです。各業者さんは、こちらから例えば、あるポンプについて皆さんいくらで販売されますかという競争をされたのかどうか。競争性その点についてお伺いします。

○災害復興対策課長（堅山 敏久君）

排水用水中ポンプ仕様書と言うことでありまして、一応仕様書としましては口径が250ミリ8台、それと運転始動盤、ホース類、それとホースの首折れということで、あとメーカー参考機種としまして鶴見製作所KRS1022-60と同等以上という仕様書を出しております。

○平田 昇議員

もう一回説明して下さい。あるポンプをあなた方はいくらで出しますかと、その競争なんですか、こちらから指定して。

○災害復興対策課長（堅山 敏久君）

能力が揚堤高9メートルの場合の毎分8トン以上というのは指定をしております。

そして、参考機としまして鶴見製作所というところが造っておりますポンプと同等以上であれば、どの機種でもそれだけ能力があればいいということで、そういう仕様書を出しております。

○平八重 光輝議員

今数えると13社に指名をされて4社しか入札に参加されていないわけですが、辞退される場合の理由とか、なんか特別な事情があつてこういう状況なのか。

私はもう参加しないと勝手にこうできるものか。例えば、私が入札に参加しとったときには「ださんなもう次の入札はあなたは参加できませんよ」と、少なくとも二回連続ぐらいしたら、金額の高い低いじゃなくて、そういう入札は必ず出して下さいよと言うのがあつたんですが。

もう我がまちは、そういうのは関係なくて、辞退は自由、参加も自由というふうになっているのか。あるいは何か連続辞退をされると、あなたはもう資格はありませんよという決まりがある

のかどうか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

ただいまの御質問でございますが、先ほどもありましたとおり排水能力というのが、やっぱ一番の今度のこちらが求めるところでありますから、1分間に8トンから10トンは吸い上げるといことで、通常国交省あたりでも一つの基準にしておりますのが鶴見製作所というのが実績を持っているというようなことございましたので、そこと同等以上の物の製品でなければならぬといことで、仕様書の中にはうたってございます。

とにかく水中ポンプもいろんな製造メーカーというのがございますから、そういう能力が同等にあるというものではないといけないといことで、仕様書のほうにはうたってあるわけございまして、辞退も確かに出ておりますけれども、できたらせつかく地元にもある農業機械メーカーというのもございますから、こういう方も地元からも参加をいただいて、せつかく経済対策でこういうことをやっておりますから、地元のこういう企業さんにおいても入札に参加をしていただくといことも必要でないかといことで、指名の中にさせていただいたといようなことで。

ところが、納期限の問題とかその辺の、九州ではこういう実績はなかなかなかったといことで、いわゆる納期限までちょっと納めきれないといところもあつて、辞退があつたといことで、特に辞退があつたことに対して、このごろやっぱり入札の不参加とか、そこまで特別な理由がない限りは入札に参加させないとか、そういうところの制限は今までやっていないといところでございます。

○川口 憲男議員

水中ポンプを8台購入されて、以前話を聞いたところでは中央高校隣の水源地の横に格納するとい話だったと思ひます。

そういう中で、水中ポンプの場合は、年中、非常時以外は使用しないわけですが、その維持管理をそこをどうい対応をされていくのか。

それと水源地の横、確か、そこんところ間違ひだったらすいません、そのところで例えばそこにも確か2トン車に載せたタンク車も格納するといことでしたが、そこらの管理状態をどういふうにされるのかちょっとお聞きしたいと思ひます。

○災害復興対策課長（堅山 敏久君）

現在のところ、中央高校横に計画中の水道課の倉庫に置くといことでありまして、具体的にどんなふうに維持管理するか、年一回ぐらいは試運転して実際動くかどうかというのはチェックしたいと思ひておりますけど、具体的にどんなふうに置いてとかいふうにはまだ考えておりません。

○川口 憲男議員

町長、購入はしたが用途的、あるいはその維持管理、そこあたりはまだ定めていないとい今の答弁でありました。

やはりこういう機械といのは、いろいろ業者の方にも聞いてみますと、年次的やっぱし維持管理をしていかんと、ただ置きっぱなしとかいろんなのじゃ、性能も確かに買ったときのほうが一番良いんですけれども、非常時に対応できるかどうか、そこあたりの状態も違ってくると思ひます。

また、水道課の管理地の中に置くと。そういうことでありますけども、実際非常時にどういいくのか。今安全安心対策室もありますけれども、非常時の場合はどこが借つてするのか、防災のいろんな流れのところが出てくると思ひます。

まして使う中で、例えばこれは虎居だと、これは山崎に持っていかないかんと、これはどこ

に持っていかんないかと、そういういろんな災害のときの対応が出てくると思うんですけども、そこあたり対策室長は、これからだと言うことだったですけども、町長はどういうふうに考えますか。

○町長（日高 政勝君）

この水中ポンプの配置については、現在でも内水の対策というのが強く被災地域のほうからも要望がなされているところがございますので、現在考えておりますのは湯田地域、そしてまた山崎地域、それから虎居については1カ所は配置したいと考えておりますが、もう1カ所のところについては国交省のほうで水中のポンプ車を配置するというようなことでございますから、そういう大きなところについてはポンプ車を配置していただく、そういう考えでございます場所によっては2個とか3個とか、そういうことになるかと思っておりますけれども。

現在8基ですから、できましたらこの辺の使用形態については消防団とか、あるいは建設業者、そういったところについて具体的にほんなら非常時の場合はどこどこが担当すると。その辺の指示等については、もちろん消防署の関係、それから当然危機管理も入って十分な連携がとれるような体制は持っていかなければならないと思っておりますので、その辺がいったんそういう非常時の場合は粗漏のないように対応して行きたいと、その辺は十分配慮いたす所存でございます。

なお、ここで若干申し上げておきますけれども、予算が2,000万円計上させていただきました。これは国の交付金でありますから、これについてはできましたらその落札率が51.29%というところまでできてますから、あと予算が970万ぐらい余ってますので、できましたら他の地域等について、また現在の計画地域についてもできましたらまだ配置をする必要があるかなと思っておりますので、できたら予算の範囲内でさらにまた改めて契約しますけれども、あとの執行については改めて執行をさせていただきます、補充の計画をしていきたいと思っておりますので、その節はまた必要な時期に御提案申し上げていきたいと思っておりますのでございます。

○川口 憲男議員

町長おっしゃるように私もこの配置について、重さ的なこともお伺いしようと思ったんですけども、250口径の水中ポンプであると、これは車に積むのも一苦勞、下ろすのも一苦勞。そしてこれはホースもきますから、この手のホースというのは一人でどうにもなるようなもんじゃございません。メートル数的にいかれても相当あります。

ですから、先ほどお答えの中にありました消防団がそれを仮に、まだ決まっていませんから申し上げられませんが、仮に湯田・山崎・虎居、あるいはもう1カ所としたときに2基ずつしたとき、そういうところに消防団に維持管理できるような体制にするのか、あるいは建設業に維持管理をさしていかれる体制なのか。

そこあたり町の防災計画もあるわけですから、そこあたりに十分おりこんで有効活用されるように。例えば、1年使わずにおって、どうせ下のほうはいろんな部品類が欠損してきたりとか、いろんなのがありますから、仮に使ったりして石なども巻き上げる状況なのか。

そこは見ておりませんからよくわかりませんが、小石などを巻き込んであげるとなれば、プロペラですか、ああいうのが破損したりと言うことがありまして、維持管理にはものすごくあれしてほしいと。

そしてまた、年一回使うか使わないかの品物です。そこあたりの維持管理とそこの対応はこれから考えて行かれるということでしたけれども、やはりそういうところまでを先に考えて対策をつくって、この地域にはどこにしていく、どこが管理していくということがされて、入札をされていくのが立て前じゃないかと思っておりますけれども、済まれた状態ですので一つそういうことも考えていただきたいと思っております。

内水対策で要望はたくさんあります。大きなポンプ室といいますか、希望があるんですけども激特でできない分をこれでカバーするわけですから、やはりそこあたりのところは、当面8基、運用が良ければもう1基増やすというようなところも出ていくんじゃないかと思えますけれども、維持管理の仕方そこには十分あれをして欲しいというのと、やっぱり非常時ですから、命令系統を一元化できるような方向性をさせていただきたいと思えます。

先ほど申し上げましたようにユニックで使わなければ持ち上げられない状況もございますから、そういうところも加味された維持管理体制を取っていただけるように要望しておきます。

○麥田 博稔議員

排水口径の250と当初は300を6基と2基という説明だったんですが、今日の説明では250を8基という、そこになぜなったのか。

結局能力が違うわけですから単価もいろいろあったと思うんですが、今の入札を見ますと先ほど町長が言われたように51.いくらということですが。

それから、財源につきましては、この前の補正のときは1,800万と200万と言うことで一般財源が200ですから90割ぐらいの補助ですが、下がってきたときもやっぱり90割ぐらいの補助なのか。町長が言われましたように、あとでまたなんか手を打たれるのであれば別ですけども、その辺がどうなのかということをお伺いしておきたいと思えます。

○災害復興対策課長（堅山 敏久君）

当初の説明ではおっしゃられましたように250ミリを6基、それから300ミリを2基と言うことだったんですけど、前から説明しますように発電機をレンタルで借りてきます。

そうしたときに、250ミリのポンプに対する発電機は60KVA若しくは45KVAでいいんですけども、300ミリになりますと90KVAという容量の大きな発電機になりまして、業者に聞きますと60KVAであればどこからでも調達できるけれども、90を超えますと絶対数がないと。

従いまして、前の6月補正のときも質問であったんですけども発電機をどうやって確保するかということで、いろいろ比較考慮しましたら若干300と比べて250は能力は落ちますけれども、発電機は汎用と言うことで安く手に入るということですので、経費の面からも考えて250ミリを8基としたほうが良いだろうと言うことでそういうふうになりました。

○財政課長（下市 真義君）

今回のポンプの購入の事業は先ほど説明がありましたとおり、1次補正の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用しての購入でございますが、この交付金事業、全部で29の事業で構成されておりまして、きょう提案申し上げている2件もこれに入っております。

総体で6億8,321万2,000円という予算計上でございますが、そのうち交付金と一般財源を合わせた形で5億8,126万1,000円、このうち交付金の限度額が5億2,249万1,000円ございまして、いわゆる一般財源の継ぎ足しが5,969万2,000円一般財源の継ぎ足しを行っております。

現在全ての29の事業が全て執行が終わっておりませんので、現在取りまとめを一部行っておりますけれども、全体の事業が終了する時点での状況を見ながら、どうしても必要なものについては、一般財源であろうともこのような形で追加をしていかなければならないというふうに思っております。

一般財源の継ぎ足し分を極力抑えていこうという、その中で調整させていただくということにいたしております。

○麥田 博稔議員

300が250になった理由はわかったんですが、結局どこでも発電機の調達ができないということですが、能力が1.5トンと1トンですから1.5倍あるんですね、この前の説明では。毎分1トンと1.5トンという説明ですから。

ですから、発電機も見てみますと太田機工ですから、発電機のリースもどうなるのかなという気もするんです。太田機工から買ったからまた発電機自体のリースも太田機工に自然となっていくのかなと。

そうすると業者的には発電機は安く入れてもリース料でということになるんですが、リースの場合も入札とか、年間の契約とかいろんなそこまで考えるのかです。

というのが、リースの場合は先ほどからありますように急々にいるわけです。いつから雨が降るといっているのではありません。だからリースという説明だったんですが、買わないと。その辺がどのようにされていくつもりなのか、その辺をお伺いしておきたいというふうに思います。

○災害復興対策課長（豎山 敏久君）

これははっきり決定いたしておりませんが、先進地に聞いたりしますと、当初から請負業者に見積もりを出してもらって入札をいたしましてすると。聞きますと4基あるところでありまして、だいたい1回あたり20万円ぐらいでお願いしていると。

そしてそれにつきましては、危ないときのポンプの設置については、非常時の1日前に業者に指示しまして、発電機は実際危なくなってから、それはすぐ運べますので配置すると。ポンプの設置については時間がかかるということで、事前に設置をするというふうに聞いております。

ですから、本町もそんなふうになるんじゃないかなと考えています。

○麥田 博稔議員

今ありましたように4基で1回20万となりますと、1基5万ですね。先ほどから保管とかいろんな持って行き方、どこにするかと言うようなことがありますから、その辺まで含めてだと思んですが、発電機はそれで行きますけど、本体というか、こっちのほうも含めて設置までそういうリース契約を結ばれるのか。

その辺が大事になると思うんですね。4基で1回20万、それが1日の契約なのか2日なのか判りませんが、1回ですから2、3日なるか、雨の量によって。

その辺の入札に関しても今後、先ほど先進地と言われましたけど、先進地等を十分研修把握して、そしてできるだけ早くそういう方向性を出して。先ほどから質問ありますように、くどくなりますけど、やはりこの本体の排水水中ポンプも中央高校隣の倉庫に一括でされるのか。それとも言われましたように、湯田なら湯田の消防団のどっか車庫にお願いしとって、そこからリース会社が発電機を積んでそこまで行って、ポンプも持って行くようにするのか。

ただ、集中豪雨的に上流は良いけど下が降って穴川が来るからとなると、虎居とか山崎に持っていかなければならないという状態も出てくると思うんですが。

その辺は今後大きな課題になると思いますからできるだけ速やかに、先ほど言いましたように先進地とか、その辺を研修して方向性を出していただくように要請をしておきたいと思います。

○災害復興対策課長（豎山 敏久君）

説明がちょっと足りませんでした。ポンプの運搬設置、それから発電機の借上げ、発電機の運搬、それからポンプの撤去運搬まで含めまして1回あたりだいたい3日が基準だそうですけど、20万円ぐらいでしているということでした。

○平八重 光輝議員

麥田議員の質問と重なるかもしれませんが、発電機についても8台のポンプであれば8台いるんですか。

でしたら、非常時の場合はほかのところもいる場合もあるわけですが、優先的に是非回してもらおうというか、使用できるような契約とか、そういうものは考えられなかったものか、発電機を持っておられるところと。

どうしてもリース会社でなくても建設会社でもっておられれば、そちらでも構わないと思います。

それともうひとつ、ポンプを1カ所に8基置かれる計画ではないかと思いますが、危険分散という意味では、できれば2カ所ぐらいに分けられたほうが。あそこがなんかあって使えなくなったとなれば、滅多にないでしょうけれども、そういうようなことも考えられますから、できれば2カ所ぐらいに。消防団に1基1基というのも管理が大変でしょうから、せめて2カ所ぐらいに分けられたほうが、その辺は全然考えられなかったものかお尋ねします。

○災害復興対策課長（堅山 敏久君）

ポンプの発電機につきましては、建設業者も何台か60はないですが45KVAであればいくつか持つてみたいですから、そういうのも活用したいと思います。

それから、おっしゃいました倉庫につきましても今後検討させて下さい。

○議長（中尾 正男議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これから議案第83号を採決します。

お諮りします。「議案第83号 排水用水中ポンプ購入契約の締結について」は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第83号 排水用水中ポンプ購入契約の締結について」は可決されました。

△日程第5「議案第84号 さつま町消防署資機材搬送車購入
契約の締結について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第5「議案第84号 さつま町消防署資機材搬送車購入契約の締結について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第84号 さつま町消防署資機材搬送車購入契約の締結について」であります。

これは、さつま町消防署の資機材搬送車の購入契約を締結しようとするものであります。さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防次長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいた

します。

[町長 日高 政勝君降壇]

○消防次長（高木 卓朗君）

「議案第84号 さつま町消防署資機材搬送車購入契約の締結について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第84号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第84号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第84号について質疑はありませんか。

○平田 昇議員

先ほどポンプの件で質問しましたものと同じような趣旨でございますが、ここに辞退はされておりますが、数社の入札結果が出ております。それぞれの単価は各会社の、例えば、トヨタとトヨペット、これは同じ搬送車じゃ無いわけでしょ。それをまずお聞きしたいと思います。

○消防次長（高木 卓朗君）

ただいま御質問のありましたトラックの車種につきましては、当本部の仕様に基づきまして3.5トン級の平ボディのトラック、それにクレーン装置を付けたもの、なおかつ緊急車両として登録ができるものというものを条件に入札をしております。

○平田 昇議員

会社の作り方、メーカーによっていろんな機能も異なってくるんじゃないでしょうか。そこで、金額も当然異なる。競争性はどこにおいてあるのかと考えれば、非常に悩ましい問題だと思うんです。

町長にお聞きしますが、機種を定めずに入札する。そして、各社がそれぞれの自社の製品の単価で競争する。これでも競争入札といえるでしょうか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今消防次長からございましたとおり、一つは資機材の搬送車ということですから、基本になりますのは3.5トン車のものでなければならぬということでは仕様をしてありますので、その辺のところには各メーカーではいろんな考え方があって、ちょっと辞退というのが4社出てきておるようでございます。

やはりその辺のところに対応が難しいというようなことでできなかったと、そういうことで辞退があったということでもありますから、それにこちらで求めるひとつの機能と言うんですか、そういうものをやっぱ備えたものでなければいけないということで、条件として付してございますから、やっぱりそれにかなうものでないと的確な購入はいかがなものかということでございます。

○平田 昇議員

確認しておきます。競争性はあるとお考えですね。

○町長（日高 政勝君）

当然、こちらで出しましたいろんな条件、仕様書に基づいて出しているわけですから。その中で競争ができないところは辞退をしたというようなことで受けとめれば、やはりこの残った4社

の中で競争性が当然できたというふうに考えているところでございまして、落札においても68.45円ですから、やはり予定価格としますと相当低い価格での競争が発揮をされたと、そのように理解をいたしているところでございます。

○米丸 文武議員

今回、消防資機材等の搬送等用の車両ということでございますが、4トンクラスのトラックにユニックを着けてクレーンを付けるとこれぐらいのトン数になるのかなと思うんですが。

搬送される機材というものを今消防車、工作車といろいろあるわけですが、どういうものを運ぶことを前提とされているのか。

それともう一つ、場所によって普通の要するに4輪駆動というようなそういう装備があるものかどうか、そういう点についてはどのようになっているのかお伺いしたい。

○消防次長（高木 卓朗君）

ただいま御質問のありましたこの車種につきましては、先ほど申しましたとおり3.5トン級をベースにしたユニック付きのトラックであるということに合わせまして、仕様のほうで駆動方式については4WDということではしております。

それからもう一点、資機材搬送の内容ですけれども、まず災害時、あるいは災害以外時ということで分けてまして、災害時におきましてはあらゆる災害を想定いたしまして、現場指揮本部、あるいは現場の応急救護所、これらを設置するために購入いたしておりますトラッシュ Tent、これに付随する発電機、空調設備、こういったものを搬送する。また、水難事故等におきましては救助ボート、潜水隊の潜水器具一式等を搬送すると、そういうものを目的としております。

また災害時におきましても、ユニックが付いておりますので、災害現場における重量物の排除作業とかそういったものにも使用する。

災害時以外におきましては、出初め式とかそういうイベント、あるいは訓練等におきまして資機材を搬送するというところでございます。

なお、これまでの資機材搬送につきましては専用車両を持っておりませんで、平成6年に財団法人日本防火協会から寄贈いただいた防火広報車、2,000CCの8人乗りのワゴン車ですけれども、これの後部座席を全部撤去しまして、現在これを仮に資機材搬送車としておりますが、積載能力に非常に乏しく、また緊急車両の要件を備えておりませんので緊急走行ができない。導入後15年を経過してかなり老朽化しているということで、今回購入をお願いするものでございます。

○米丸 文武議員

今のこの車両を購入された場合に、車庫、保管場所。今の消防署の消防車やいろいろ入っていっぱいになっていると私は思うんですが、これは保管場所はどんなふうにお考えなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○消防次長（高木 卓朗君）

この車両の保管場所につきましては、現有の車庫で対応ができると、これがまた非常に大きくなりますと入れられないということでございます。

また、3.5トン級にしました経緯としましては、大型車であれば災害現場に進入ができない等も考慮しまして、この車種を選定したところでございます。

○川口 憲男議員

消防次長、町長でもいいんですけれども、先ほどのポンプ車の関連でユニック車がこういうふうにして購入されたら、これの効用というのも非常に利用価値が高くなってくる。

先ほど消防次長の話の中に臨機応変というか、例えば出初め式の搬送、それからいろんな水害

とか、いろんなその場その場で積んでいけるんだということで、ユニック車があると。

当然ポンプもユニックで積んで操作せんないかんだろうし、当然発電機が小さいものしか見えないんですけれど。

今後の考えの中にポンプをこういうクレーン車がいる消防署のところに配置という考え方はないものかお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

ポンプの8基、これからまた、先ほども1カ所でなくて分散というお話もございましたけれども、場所によってもですが、今のこの消防署の中で訓練もせんないかんということもあったり、そこに配置することについては、ちょっとスペース的に不可能かなというふうに考えておりますので、できましたらほかの場所に配置をしていきたいというふうに考えているところです。

○川口 憲男議員

町長、消防署がですよ、災害訓練やいろんなのをやる中で対応ができないという今答弁なんですけど、そこが一番先にせんと、仮に消防団に配置されたり、先には災害対策課長が関連の業者にとかいう話も出てきましたけど、いち早くそこをどうしていかんにゃならん動きの中では、消防団よりより早い消防署なんですよ。

そこあたりのところで、1基でも2基でも置いとっていち早く対応をしていくというのは、その方向性であるし、そしてまた、ユニック車も配置できるいろいろな点があるわけですから、将来的にはそういう考え方をもちたほうが良いと考えますけど、ないということですから、どうなのかな。

やっぱり危機対策室もありますけど、そこあたり全体を含めもう少し考えられるところがあるんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○町長（日高 政勝君）

水中ポンプの場合、いろんな大雨が予想されて洪水が発生をする。そして、今回の場合も外水からは今回の激特事業である程度防げるということで。

ほんなら内水はどうするかということになったときに、そういう非常時の場合が想定されたときには、事前にそういうお願いをするところから前もって配置をしてもらわれないかんわけですから。

消防署がそれをするということじゃなくて、やはり前もって設置をしていただくということでございます。消防署の場合は、常備としていろんなことを想定しながら、非常時に備えておく必要がございますから、そういう体制とは別のほうにお願いをしたほうがよろしいのかなという感じを持っているところでございます。

○麥田 博稔議員

私も川口議員と全く同じことを質問しようかと思っていたんですが。

というのが、緊急の場合で、例えば内水対策といいますけど、ちょっと下水が詰まってどうしようもないと、とって来たときなんか消防署に連絡が来ますよね。

消防署にできれば900万ぐらい残っている予算もあるわけですから、消防署に発電機と水中ポンプの1台ぐらいは常備において、そして緊急の場合に消防車が行くと。まず国交省が買ってきてるポンプ車、これを配置されるつもりだと思っんですけど、やはり長期で3、4日も天気予報が出ていると危ないということで持って行かれますけれども、消防署にはどうしようもなくなくて助けてくれという電話が来ると思うんです。

そのときにやはり1台ぐらい予備があつてすると、1台で1トンぐらいはどうかという話もありますけれども、私はそれでも助かる可能性があると思うんです。いままで自分が水害なんかで

被害に遭うと、床上と床下では非常に違うんです。床下の場合は、何回使っても良いですけども、床上にくると家の側面からやられますし、畳はゆっくりであれば上げられるんですけど、急にきたときなんかは上げられませんから。

やはり消防署には1台ぐらいはそういう機器を設置しておく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、今8台は内水対策ということですけども、その辺の考えが持てないのかどうか。

ただ、国の経済対策でそういうのが許されるのかどうかというのは疑問ですけども、どのようにお考えなのかお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

確かに川口議員、麥田議員がおっしゃるとおり、常備の体制でいつもおりますことから、いろんな連絡も直接入るかと思っておりますけども。

この常備の消防については、総体的に対応をせんないかんということで、水中ポンプまで持って行って配置をするという体制的にできるのかという問題もありますから、やはり事前に気象条件を考えて配置をするという作業については、別途体制を組んでしたほうが良いのかなという感じを持っているところです。

ただ、今御指摘がございましたので、その辺が例えば1台はそこにおいて対応をしたほうがいいんじゃないかということもございますので、それらも含めましてまた検討させていただきたいと思っております。

○麥田 博稔議員

消防本部のほうは持って設置するというのじゃなくて、運転手がおってそこまで持って行ってくれば地元の消防団とか、いろいろそういう体制がありますから、町長が言われましたようにいろいろな体制を考えてもらえれば協力はすると思うんです、地元のほうも。

だから、運転手と一人付いてきてもらえれば、地元のほうで対応して下さいというのと、ある程度の対応は消防団もいるわけですから、今後、今町長が言われましたようにできるかで、そういうふうな前向きに検討していただくように要望しておきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

入札に関して、4社ほど辞退をされているわけですが、業者名を見てみますと、いずれも自社でそういう車を持っておられる会社というか、そういう感じに私たちは受けるんですが。

せっかくの会社にとってもチャンスというとらえ方で行けば、当然入札に参加されるべきではないかと考えるわけですが、辞退されておりますので執行部では判断できないことでしょうか、そこへんの経緯というか。

例えば、会社にそういう該当する車両を持っていない製造していない会社なのか、そこ辺についてお聞かせいただきたいと思っております。

○消防次長（高木 卓朗君）

8指名業者のうち4業者が辞退したということですが、辞退理由はいずれも3.5トン級の平ボディトラック、そういったもの等に条件が合わないということで、いずれも見てみますと日産系とか、そういった会社でございます。そのようなことで辞退の申出がありました。

○議長（中尾 正男議員）

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これから議案第84号を採決します。

お諮りします。「議案第84号 さつま町消防署資機材搬送車購入契約の締結について」は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第84号 さつま町消防署資機材搬送車購入契約の締結について」は可決されました。

△閉 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成21年第9回さつま町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会時刻 午前10時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中 尾 正 男

さつま町議会議員 柏 木 幸 平

さつま町議会議員 楠木園 洋 一